

体温検知カメラによる検温の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、令和4年7月22日（金）から、来庁される方に対して、鹿児島地方法務局各庁の庁舎入口等において体温検知カメラによる検温を実施しています。

なお、検温において**37.5度以上**の発熱症状等が認められた場合は、入庁をお断りさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

【実施方法】

設置している体温検知カメラに、手をかざして、ご本人で検温を実施していただきます。

検温において**37.5度以上**の発熱症状等が認められた場合は、アラームが鳴り、職員がお声掛けをさせていただきます。

【来庁される皆さまへ】

- ・ 不要不急の来庁はお控えください。
- ・ やむを得ず来庁される場合は、マスクの着用をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の症状（風邪の症状、発熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）など）がある場合は、来庁をお控えいただきますようお願いいたします。